

「沖縄大学ガバナンス・コード」の適合状況を定期的に点検し、法人及び大学のガバナンスが有効に機能しているかチェックします。また法人の説明責任を果たし、地域社会や学生その保護者等のステークホルダーからの理解と信頼を得ることを目的に、点検状況を公表します。

※沖縄大学ガバナンス・コードは日本私立大学協会が定める「私立大学版ガバナンス・コード」に準拠しています。

沖縄大学ガバナンス・コード適合状況点検表 2024年9月1日現在

第1章私立大学の自習性・自律性の尊重

点検項目	点検内容(監〇〇の標記は監事監査項目番号)	適合状況	根拠資料等(①⑦等は資料番号等 青色は原則年度更新資料)
1-1 建学の精神・大学の理念			
		※適合○ 不十分△ 不適× 保留ー	
(1)建学の精神 「教育の機会均等を具現し沖縄教育界に貢献する」	HPでの公表。	○	・①財団法人嘉数学園設立認可申請書 (『沖縄の私学と振興』p281掲載)
(2)大学の理念 「地域共創・未来共創の大学へ」	・HPでの公表。 ・大学の理念を具現化する為の取組みを行っているか。(監1-(2)-④)	○	・沖縄大学憲章 ・OKIDAI VISION 2028 ・第六次中期計画2024年度－2028 年度 ・事業計画、事業報告書 ・②自己点検・評価Ⅰ、③Ⅱ、④Ⅲ
(3)大学の理念に基づく人材像	・理念に基づく人材像へ近づけていくための教育的取組をおこなっているか。毎年自己点検・評価しているか。(監1-(2)-④)	○	・3つのポリシー ・③自己点検・評価Ⅱ ・⑦琉球弧支援 ・①チャレンジ沖大生
1-2 教育と研究の目的(沖縄大学の使命)			
		※④については次年度	
(1)大学の理念に基づく教育目的等			
①沖縄大学の教育研究上の目的 ②経法商学部の教育研究上の目的 ③人文学部の教育研究上の目的 ④健康栄養学部の教育研究上の目的 ⑤大学院現代沖縄研究科の教育研究上の目的	・学部、学科の教育目的は明確か。 ・教育の質及び教員の質を確保する仕組みが適切に運用されているか。(監1-(2)-⑤)	○	・学則第2条及び大学院学則第4条 ・3つのポリシー ・③自己点検・評価Ⅱ ・⑤教学マネジメント委員会議事録 ・⑥教学IR委員会議事録 ・⑦FD委員会議事録 ・⑧FD、SD関係記録
(2)中期的な計画の策定と実現に必要な取組み			
①安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。	中期計画及びそれに基づく年度事業計画が策定され、その進捗が管理されているか。またその結果を公表しているか。(監1-(2)-⑦)	○	・第六次中期計画2024年度－2028 年度
②中期的な計画の進捗状況、財務状況については、中長期計画・自己点検委員会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。		○	・②自己点検・評価Ⅰ、③Ⅱ、④Ⅲ ・⑨中長期計画・自己点検委員会議事録 ・事業計画書、事業報告書 ・⑩情報公表サイト

第1章 私立大学の自習性・自律性の尊重

③財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。	理事会において、法人及び大学の中期計画（及びその単年度計画としての事業計画）の適切性やその進捗管理について、点検・評価を行っているか。また、財務状況の健全性について定期的に点検・評価しているか。（監1-(1)-⑦）（監2-(1)-③）	○	・⑪-1 ⑪-2理事会議事録 ・⑫「経営判断指標に基づく経営状態の区分」 ・⑫「自己判断チェックリスト」
④改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。	事務職員の能力向上を目指す方針は明確か。SDへの取り組みは活発か。（監1-(2)-⑥）	○	・沖縄大学基本方針「8. 管理運営に関する方針の(6)」 ・⑧FD、SD関係記録 ・⑪事務職研修助成費支出一覧
⑤経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。	理事会において、各学科や部署の策定した中期計画及びそれに基づく事業計画の適切性やその進捗管理について、現状の把握・評価を行っているか。（監1-(1)-⑦）（監1-(2)-⑦）	○	・⑨中長期・自己点検委員会議事録 ・⑬重点課題グループワークまとめ ・事業報告書（各学科・部署報告） ・②自己点検・評価Ⅰ、③Ⅱ、④Ⅲ
⑥ 中期的な計画に盛り込む内容例 ア 大学の理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標 イ 教育改革の具体策と実現見通し ウ 経営・ガバナンス強化策 エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開 オ 財政基盤の安定化策 カ 入学定員確保策 キ 教育環境整備計画 ク 国際交流強化策、ICT化策 ケ 計画実現のためのPDCA体制	第五次中期計画 2019 年度－2023 年度の確認 ア→沖縄大学学位授与方針(DP)p52 イ→沖大の教育・研究 p22 ウ→大学運営・経営基盤 p37 エ→沖縄大学の管理運営に関する方針 p48 オ→基本戦略5「経営(法人)力の強化」p11 カ→志願者 p32 キ→教育研究等環境の整備に関する方針 p45 ク→国際交流に関する基本方針 p45 ケ→内部質保証の方針と手続 p50 （監1-(1)-⑦）（監1-(2)-⑦）	○	・第六次中期計画 2024 年度－2028 年度

(3) 沖縄大学の社会的責任等

①自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。	内部統制の整備・運用状況についての点検・評価（監1-(1)-⑩）、教育の質保証の状況（監1-(2)-⑤）、情報の公開状況（監1-(1)-⑧）の確認等。	○	・⑭内部監査報告書 ・⑮規程整備状況（更新情報） ・③自己点検・評価Ⅱ ・⑩情報公表サイト
②学生を最優先に考え、その保護者、卒業生、教職員、地域社会構成員、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団等のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。	ステークホルダーとの対話（監1-(2)-⑮）、大学の社会的責任（監1-(1)-⑧）等を確認。	○	・基本方針「1.学生支援に関する方針」 ・基本方針「2.社会との連携・協力に関する方針」 ・事業報告書（地域貢献活動）

第2章 安定性・継続性 学校法人運営の基本	③本学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。	大学における「多様性」の必要性を認識しその為の対応を実施しているか（監1-(1)-⑥）	○	・沖縄大学憲章 ・②自己点検・評価報告Ⅰ
	点検項目	点検内容(状況)	適合状況	備考(根拠資料等)
	2-1 理事会			
	(1)理事会の役割			
	① 意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭に置き業務を決し、理事の職務執行を監督します。	・寄附行為第16条第2項「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」 ・理事会への参加（監1-(1)-①、②）	○	・寄附行為 ・⑩学校法人実態調査(理事会の開催状況)
	② 理事会の議決事項等の明確化 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。	・ア→役員の選任・解任、予算・事業計画、借入金、解散・合併等々 理事会規程第2条(決定事項) ・イ→寄附行為第18条第1項(議事録の作成) ・ウ→イ、ウの運用確認→理事会への参加（監1-(1)-③④⑤）	○	・寄附行為 ・⑩学校法人実態調査(理事会の開催状況) ・理事会議事録⑪
	③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び沖縄大学の運営責任者(学長、副学長及び部館長等)に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。	・理事会への参加 ・ア→中期計画の進捗管理がなされているか(監1-(2)-⑦)、教育の質及び教員の質保証を確保する仕組みがあるか(監1-(2)-⑤)。 ・イ→適時・適切な情報共有がなされているか(監1-(1)-②、④)、適切な内部統制やリスク管理体制が整備されているか(監1-(1)-⑨、⑩)	○	・⑩学校法人実態調査(理事会の開催状況) ・⑪理事会議事録(事業計画・予算) ・⑨中長期・自己点検委員会議事録 ・⑤教学マネジメント委員会議事録 ・⑥教学IR委員会議事録 ・事業報告書(各学科・部署報告) ・②自己点検・評価Ⅰ、③Ⅱ、④Ⅲ ・⑭内部監査報告書
	④ 学長への権限委任 ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。 イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。 ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り職務分掌等による可視化を図ります。	・ア→学則第49条第1項「理事会は、その権限の一部を学長又は全学教員会議に委任することができる」。 ・イ→学則第51条の2第1項「本学に副学長を置く」、第2項「副学長は、学長を助け、命を受けて公務を掌る」 ・ウ→副学長の職務及びその分担は明確か。(監1-(2)-①)	○	・沖縄大学学則 ・⑪役員の職務及び責任の明確化に関する機関決定 ・⑮執行部関係会議開催数一覧

⑤ 実効性のある開催 ア 理事会は、原則として毎月(8月を除く)開催し、審議事項については事前に理事及び監事に通知します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。 ウ 常任理事会での決裁事項は、理事会に報告します。	・理事会への参加 ・理事会への報告は適時適切に行われているか(監1-(1)-②④)	○	・⑩学校法人実態調査(理事会の開催状況) ・⑪理事会議事録
⑥ 理事及び監事(以下「役員」という。)は、その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。	・役員の損害賠償責任が規定されているか。	○	寄附行為第44条は損害賠償責任を「免除することが出来る」と間接的に「責任を負う」ことを規定。特に寄附行為に記載しなくても、私学法の規定により責任が生じる。
⑦ 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。	・連帯責任が規定されているか。	○	規定なし。特に寄附行為に記載しなくても、私学法の規定により責任が生じる。
⑧ 役員の学校法人に対する責任が過重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。	寄附行為第45条「責任限定契約」。	○	・寄附行為
⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできません。	寄附行為第16条第13項「特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。」 監1-(2)-⑩-1	○	・寄附行為

2-2 理事

(1)理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化

①理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。	寄附行為第11条「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」	○	・寄附行為
②常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌します。	寄附行為第12条「常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。」	○	・寄附行為
③理事長の代理権限順位を明確に定めます。	寄附行為第14条「理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。」 監1-(2)-⑩-②	○	⑩第800理事会議事録(理事長選任時に代理権限順位を定める。)
④理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。	寄附行為第5条第2項「理事長の職」、第10条役員解任「理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。」	○	・寄附行為
⑤理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。	寄附行為第10条第1項第1号「法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。」(役員の解任及び退任)	○	反語的。特に寄附行為に記載しなくても、私学法の規定により責任が生じる。

⑥理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	寄附行為第10条第1項第1号「法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。」	○	善管注意義務の規定なし。特に寄附行為に記載しなくても、私学法の規定により責任が生じる。
⑦理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。	理事による報告義務の規定はあるか。	○	理事の報告義務の規定はなし。特に寄附行為に記載しなくても、私学法の規定により監事への報告が必要。
⑧理事は、本法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、理事会において事前に当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	・寄附行為第16条第13項「特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。」 ・寄附行為第18条第3項「利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。」	○	・寄附行為

(2) 学内理事の役割

①教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。	学長、副学長(教員理事)の業務執行状況についての確認。	○	・①7役員の職務及び責任の明確化に関する機関決定 ・①8執行部関係会議一覧
②教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	学長、副学長(教員理事)の業務量についての配慮はなされているか。	○	・②0時間割編成等勤務の基準に関する規程 ・②1教員理事の持ちコマ数一覧

(3) 外部理事の役割

①複数名の外部理事(私立学校法第38条第5項に該当する理事)を選任します。	複数名の外部理事(選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者)を選任しているか。	○	・②2役員・評議員名簿
②外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。	・理事会への参加(議事に対する十分な情報が提供されているか。十分な審議時間が確保されているか。意見を出しやすい議事運営がなされているか。)	○	・②4理事会議事録(意見を引き出す議事運営、第815回議事録等)
③外部理事には、審議事項に関する情報について、必要に応じて事前に説明し、議事録による事後確認を行います。	・理事会への参加 ・協議事項の事前案内がされているか。議事録の事後確認がなされているか。	○	・②5理事会議事録(事前説明) ・②6理事会開催通知(協議事項の事前案内) ・②7議事録の送付
(4) 理事への研修機会の提供と充実	理事へ研修機会を提供しているか。	○	・②3理事会議事録(理事会内研修)

2-3 監事

(1) 監事の責務(役割・職務範囲)について

①監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を規定しているか。	○	寄附行為第44条の免除規定で間接的に「責任を負う」ことを規定。特に寄附行為に記載しなくても、私学法の規定により責任が生じる
②監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査規程等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。	監事監査規程第4条「業務又は財産の状況を把握するため、理事会、評議員会その他重要な会議に出席し、意見を述べること。」	○	・⑳監事監査規程
③監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。	寄附行為第15条(1)(2)(3)及び監事監査規程第2条「本学の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について、適正かつ公正に検証・評価」	○	・寄附行為 ・⑳監事監査規程
④監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。	寄附行為第15条第1項第5号、6号「これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告する」、「前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求する」	○	・寄附行為
⑤監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	寄附行為第15条3項「法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる」	○	・寄附行為

(2) 監事の選任

①監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、監事を選任します。	寄附行為第7条第1項「理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」	○	・寄附行為
②監事は2名置くこととします。	寄附行為第5条第1項第2号「監事2人」	○	・寄附行為
③監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	監事2名の就任・退任時期についての配慮依頼。新任監事がスムーズに業務出来るよう補助体制やマニュアル等の整備	○	・㉒役員・評議員名簿

(3) 監事監査規程

①監査機能の強化のため、監事監査規程、監査マニュアル等を整備します。	規程等の整備はなされているか。	○	・⑳監事監査規程 ・㉑監事監査チェックリスト
②監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	監事監査規程第9条「計画書を作成し理事長に提出」	○	・⑳監事監査規程

③監事は、学校法人沖縄大学監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	監事監査規程第11条2項「監査報告書を当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出」。	○	・⑳監事監査規程
--	---	---	----------

(4) 監事業務を支援するための体制整備

①監事、公認会計士(及び内部監査者の三者)による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実に図ります。	三者による意見交換の場が設けられているか。	○	決算監査及び期中監査時の意見交換
②監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	監事への研修機会の提供や意見交換の場が設けられているか。	○	・㉓文科省の監事研修 ・㉔理事会議事録(理事会内研修)
③学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について、必要に応じて事前に説明し、議事録による事後確認を行います。	・理事会への参加 ・協議事項の事前案内がされているか。議事録の事後確認がなされているか。	○	・㉕理事会議事録(事前説明) ・㉖理事会開催通知(協議事項の事前案内) ・㉗議事録の送付
④その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	監事監査業を支援するための体制整備に努めているか。	○	・法務監査室の設置 ・㉘監事監査規程の制定 ・㉙監事監査チェックリスト等の整備

(5) 常勤監事の設置

監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。	常勤監事の設置について検討を始めているか。	-	当面は努力目標。
-----------------------------------	-----------------------	---	----------

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聴きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。 ①予算、事業計画に関する事項 ②中期的な計画の策定 ③借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項	・寄附行為第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。 (1)予算及び事業計画 (2)事業に関する中期的な計画 (3)借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分 (4)役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準	-	・寄附行為 「⑧収益を目的とする事業」については規定なし、事例も無し。ガバナンスコードの改定時に削除する方向で検討。
--	---	---	---

④役員報酬に関する基準の策定 ⑤寄附行為の変更 ⑥合併 ⑦私立学校法第50条第1項第1号(評議員会の議決を要する場合を除く。)及び第3号に掲げる事由による解散 ⑧収益を目的とする事業に関する重要事項 ⑨その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの	(5)予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 (6)寄附行為の変更 (7)合併 (8)目的たる事業の成功の不能による解散 (9)寄附金品の募集に関する事項 (10)その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの ・寄附行為第19条12項「特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできない」		
(2)評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	・評議員会への参加 (発言しやすい議事運営へとになっているか。)	○	・③②評議員会議事録(意見を引き出す議事運営)
(3)評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	寄附行為第22条「評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる」(監1-(2)-(2))	○	・寄附行為
(4)評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	寄附行為第7条第1項「理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」	○	・寄附行為 ②②役員・評議員名簿
2-5 評議員			
(1)評議員の選任			
①評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。	・寄附行為第5条第1項第1号「理事5人以上 10 人以内」、同第19条2項「評議員会は、15人以上26人以内」 ・評議員名簿の確認。(2021年5月1日現在の評議員数23名)	○	・寄附行為
②評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア 学長、副学長、学部長、教務部長、学生部長、図書館長、事務局長 イ この法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ウ この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 エ 学識経験者から、寄附行為の定めるところにより選任された者	・寄附行為第23条 ・評議員の選出状況	○	・寄附行為 ・②②役員・評議員名簿

第3章 教学ガバナンス 権限・役割の明確化	③学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。	評議員の選出状況	○	・②②役員・評議員名簿
	④評議員の選任方法は、②のア以外の選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。	寄附行為第23条にて1号評議員(充て職)以外は「理事会において選出」と規定している。	○	・寄附行為
	(2)評議員への情報提供と支援			
	①学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、必要に応じて事前に説明し、議事録による事後確認を行います。	・評議員会への参加 ・審議事項について十分な説明を行っているか、審議時間を十分に確保しているか。	○	・③③協議事項の事前案内 ・③④議事録の送付
	点検項目	点検内容(状況)	適合状況	備考(根拠資料等)
第3章 教学ガバナンス 権限・役割の明確化	3-1 学長			
	(1)学長の責務(役割・職務範囲)			
	①学長は、学則第1条に掲げる「本学は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授・研究し、知的・応用的能力を展開させ、有為な人材を育成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。	学則第51条「学長は、校務を掌り、職員を統督する」	○	・学則 ・⑨⑨中長期計画・自己点検委員会議事録
	②学長は、理事会から委任された権限を行使します。	学則第49条第2項「学長は理事会で定められた政策、方針又は理事会よりの委任事項に基づいて学内を統括運営する」	○	・学則 ・⑨⑨中長期計画・自己点検委員会議事録
	③所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	学長は「地域共創・未来共創の大学へ」という大学の理念を具現化するための様々な方策や現状について教職員に周知し共有することに努めているか。	○	・⑨⑨中長期計画・自己点検委員会議事録 ・②②自己点検・評価Ⅰ、③ⅢⅡ、④ⅣⅢ ・③⑤教職合同研修会
	(2)学長補佐体制(副学長・学部長の役割)			
	①学則第51条の2では「本学に副学長を置く」ことが規定されています。また同条2項では「副学長は、学長を助け、命を受けて公務を掌る」としています。その職務については職務分掌や各種委員会規程等に定めています。	副学長は学長を助け、校務を適切に分掌しているか。	○	・①⑦役員の職務及び責任の明確化

第4章 公共性・信頼性 ステークホルダーとの関係	②学部長の役割については、学則第53条第2項において「学部長は、当該教授会を招集してその議長となり、当該学部の運営に関する校務を統轄する」としています。また、「沖縄大学基本方針」7. 沖縄大学の教員組織編成に関する方針第3号で「学部長は、学部の運営に責任を持つとともに、全学的経営に責任を分担する」ことを定めています。	学部長は、学則、教員組織編成に関する方針及び各学部の教授会規程に則り、適切に学部の運営を行っているか。	○	・学則 ・基本方針「7.教員組織編成に関する方針」 ・③⑥各学部教授会議事録
	3-2 教授会			
	(1)教授会の役割(学長と教授会の関係) 大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については学則及び各教授会規程に定めています。 ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	・経法商学部、人文学部、健康栄養学部教授会規程にはそれぞれ「審議事項」が規定されている。 ・学則第55条3項では「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」と規定されている。	○	・③⑦各教授会規程 ・学則
	点検項目	点検内容(状況)	適合状況	備考(根拠資料等)
	4-1 学生に対して			
	(1)学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針(ポリシー)を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。			
	①学部ごとの3つの方針(ポリシー) ア 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) イ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) ウ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)	大学及び学部ごとの3つのポリシーは明確か。学生、その他に十分に周知されているか。	○	・③⑧募集要項 ・情報公表サイト⑩ ・三つのポリシー ・履修の手引き
	②自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。	・自己点検・評価報告書(2019)の公表状況 ・教育の高度化、学修環境の整備等の取組みはなされているか。	○	・自己点検・評価報告書(2019) ・⑩情報公表サイト ・③自己点検・評価Ⅱ(学習成果) ・④自己点検・評価Ⅲ(学生支援)
	③ダイバーシティ・インクルージョン(多様性の受容)の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	・基本方針5. 教職員の行動指針(2) 「学生、教職員及び職務の遂行上関わる全ての人の基本的な人権、人格、価値観、プライバシーを尊重し、いかなるハラスメント、差別または人権侵害も行わない」(監1-(2)-⑩)	○	・②自己点検・評価Ⅰ(重点課題1. 沖大という場「多様性の保持と多様性の理解の向上」) ・④自己点検・評価Ⅲ

4-2 教職員に対して

(1)教職協働 実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価(PDCAサイクル)による大学価値向上を確実に推進するため、教育職員と事務職員は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	・中期計画の推進により大学の理念実現に向けた取組を進捗させているか ・基本方針8. 管理運営に関する方針(2) 「教職協働を更に推進し、全沖縄大学人が学生の教育に心を一つにして取り組む大学づくりを目指す」	○	・②自己点検・評価Ⅰ ・④自己点検・評価Ⅲ ・⑤教職合同研修会
(2)ユニバーシティ・ディベロップメント:UD			
①ボード・ディベロップメント:BD ア 常勤の理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年度明示します。 イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。	ア→中長期計画・自己点検委員会議事録 →自己点検・評価Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの実施 →事業計画・事業報告書の作成。 イ→監事監査規程第9条(監査計画書)、第11条(監査報告書)	○	・中長期計画・自己点検委員会議事録⑨ ・自己点検・評価Ⅰ②、Ⅱ③、Ⅲ④ ・事業計画・事業報告書 ・監事監査規程 ・監査計画書
②ファカルティ・ディベロップメント:FD ア 3つの方針(ポリシー)の実質化と教育の質保証の取組を推進するため、学習成果の測定、厳格な成績評価、ティーチング・ポートフォリオの作成等の取組を推進します。 イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、教務部長を委員長とするFD委員会を設置し、年次計画的に教員の資質向上の取組を	ア→自己点検・評価Ⅱの実施 イ→FD委員会議事録 →FD、SD関係記録	○	・②自己点検・評価Ⅰ、③Ⅱ、④Ⅲ ・③⑨ファカルティ・ディベロップメント委員会規程 ・⑦FD委員会議事録 ・⑧FD、SD関係記録
③スタッフ・ディベロップメント:SD ア 全ての教育職員・事務職員等はその専門性と資質向上の取組を推進します。 イ 「沖縄大学SD研修実施方針・計画」に則り、計画的、継続的なSD研修を実施します。 ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、SD担当部署である総務課を中心に、毎年開催している教職合同研修会等を含め、年次計画的に業務研修を行います。	ア→FD委員会規程第2条「教員の教育能力の開発・向上に関して検討を行い、その質的充実を図る」 →沖縄大学の管理運営に関する方針(6)「職員一人ひとりの意欲・資質の向上を図るための研修等の取組を強化する」 イ→「沖縄大学SD研修実施方針・計画」 →SD実施状況一覧	○	・③⑨ファカルティ・ディベロップメント委員会規程 ・基本方針 ・③⑪沖縄大学SD研修実施方針・計画(及び事務職研修助成費支出一覧) ・⑧FD、SD関係記録

4-3 社会に対して

(1)認証評価及び自己点検・評価

①認証評価 平成16(2004)年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も大学基準協会の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。	「2019自己点検・評価報告書」 https://www.okinawa-u.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/10/2019-check.pdf	○	・2019自己点検・評価報告書(HP掲載)
②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。	定期的な自己点検・評価Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの実施	○	・②自己点検・評価Ⅰ、③Ⅱ、④Ⅲ
③学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。	沖縄大学情報公表サイト https://www.okinawa-u.ac.jp/about/disclosure/ 沖大広報 https://www.okinawa-u.ac.jp/about/publication/publications/ 事業報告書	○	・⑩情報公表サイト

(2)社会貢献・地域連携

①資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。	・沖縄大学の社会との連携・協力に関する方針 ・自己点検・評価Ⅲ ・事業報告書「地域貢献活動」	○	・沖縄大学の基本方針 ・④自己点検・評価書Ⅲ ・事業報告書
②産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。		○	
③地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。		○	
④大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。	教育研究等環境の整備に関する方針「(8) 沖縄大学防火・防災管理規程及び各部局の危機管理マニュアルに基づき、学生及び教職員の安全確保を図るとともに、本学の施設・設備・土地等を災害から保護する方策を講ずる。」	○	2023年3月にオンライン防火講習動画の視聴と理解度チェックを行った。2024年3月に防火防災委員会と課長会合同で学内の防火設備の点検を行った。
⑤環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	・エコ・キャンパス宣言(沖縄大学環境方針) ・OKIDAI VISION 2028「持続的発展を目指し、自治体・経済界・地域社会と連携しながら地球と地域の重要課題に果敢に挑戦する」 ・自己点検・評価Ⅰの実施	○	・④エコ・キャンパス宣言(沖大環境方針) ・OKIDAI VISION 2028 ・②自己点検・評価書Ⅰ ・④⑨環境学」カリキュラム④⑨ (履修ハンドブック)

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

①危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取組めます。 ア 大規模災害 イ 不祥事(ハラスメント、公的研究費不正使用等)	ア→災害対策マニュアル イ→沖縄大学ハラスメントの防止等に関する規程 →研究倫理規程に反する行為に関する手続規程(監1-(2)-10)	○	・④災害対策マニュアル ・④②ハラスメントの防止等に関する規程 ・④③研究倫理規程規定に違反する行為に関する手続規程
②災害防止、不祥事防止対策に取組めます。 ア 学生の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策	ア→学生向け安全マニュアル イ→災害対策マニュアル →危機管理ガイドライン ウ→ハラスメントの防止等に関する規程、学生用パンフ エ→情報セキュリティインシデント オ→内部監査時における各部署からのリスク抽出(監1-(2)-⑩)	○	・④④学生向け安全マニュアル ・④①災害対策マニュアル ・④⑤危機管理ガイドライン ・④⑥ハラスメントの防止等に関する学生用パンフ ・④⑦情報セキュリティインシデント ・④⑭内部監査報告書
③事業継続計画の策定に取組めます。	沖縄県、本学の所在する那覇市、県外私立同規模大学等の事業継続計画(BCP)等の情報を収集し、2022年度から取組みを始める。	△	防火防災管理委員会で検討を開始した。他大学等の情報収集を行っている。

(2) 法令遵守のための体制整備

①全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程(以下、法令等という。)を遵守するよう組織的に取組めます。	・5沖縄大学教職員の行動指針「(7)法令及び学内諸規程を遵守し、社会規範・道徳に対しても高い意識を持ち行動する」 ・内部監査時におけるコンプライアンス状況の確認	○	・④④自己点検・評価書Ⅲ ・④⑭内部監査報告書
②法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談(公益通報)を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	公益通報の制度を設け通報者の保護を図る仕組みが出来ているか。	○	・④⑧沖縄大学における公益通報者等の保護等に関する規程 ・④⑭内部監査報告書

点検項目	点検内容(状況)	適合状況	備考(根拠資料等)
------	----------	------	-----------

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

① 教育・研究に資する情報公表 ア 大学の教育研究上の目的 イ 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) ウ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) エ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)			
--	--	--	--

オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用 シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ス 学生が修得すべき知識及び能力 ② 学校法人に関する情報公表 ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く) オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書	沖縄大学情報公表サイト https://www.okinawa-u.ac.jp/about/disclosure/ ※学校教育法施行規則第一百七十二条の二参照(監1-(1)⑧)	○	・⑩情報公表サイト
---	---	---	-----------

(2)自主的な情報公開

① 教育・研究に資する情報公開 ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数 イ 大学間連携 ウ 社会貢献活動 ② 学校法人に関する情報公開 ア 中期的な計画 イ 個人情報保護方針 ウ 公的研究費の管理・監査の基本方針	沖縄大学情報公表サイト https://www.okinawa-u.ac.jp/about/disclosure/ (監1-(1)⑧)	○	・⑩情報公表サイト
---	--	---	-----------

(3)情報公開の工夫等

① 上記(1)②及び(2)②の学校法人に関する情報については、Web公開に加え、事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。 ② 最新の情報のみならず、経年比較が必要なデータ等については、過年度分にもアクセスできるよう、	沖縄大学情報公表サイト		・⑩情報公表サイト ・沖大広報https://www.okinawa-
---	--------------------	--	--

	保有する情報を積極的に公開します。 ③ 公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、大学案内、学校要覧、沖大広報等の媒体も活用します。 ④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	https://www.okinawa-u.ac.jp/about/disclosure/ ※過年度の財務情報参照 (監1-(1)⑧)	○ u.ac.jp/about/publication/publications/ ・大学ポートレート https://up-j.shigaku.go.jp/school/category06/00000000770501000.html
--	--	---	---